

## 節電メニュー(例)

- ・ 室温 28℃を心掛ける。  
(設定温度+2℃の場合、  
**節電効果 10(ワット)**)
  - ・ 「すだれ」や「よしず」  
などで窓からの日差しを和  
らげる。(節電効果 10(ワット))
  - ・ 無理のない範囲でエアコ  
ンを消し、扇風機を使用す  
る。(節電効果 5(ワット))
  - ※熱中症にご注意ください。  
適切な室温管理や水分補給  
に注意し、無理のない範囲  
でご協力ください。
  - ▼ **冷蔵庫**
  - ・ 設定温度を「強」から  
「中」に変え、扉を開ける  
時間をできるだけ減らし、  
食品を詰め込み過ぎないよ  
うにする。(節電効果 2(ワット))
  - ▼ **照明**
  - ・ 日中は不要な照明を消す。  
(節電効果 5(ワット))
  - ・ 照明器具を購入するとき  
は、省エネ型の電球形蛍光  
ランプやLED電球等を選  
択する。
  - ▼ **電力消費機器**
  - ・ テレビを省エネモードに  
設定し、画面の輝度を下げ、  
不要な時は消す。(節電効  
果 2(ワット))
  - ・ 本体の主電源を切る。長  
時間使わない機器はコンセ  
ントからプラグを抜く。  
(節電効果 2(ワット))

試験内容・日程  
▼一次試験 9月22日(日)  
・教養(高校卒業程度)、消防適性検査、作文  
▼二次試験 10月下旬  
※一次試験合格者のみ  
・面接:集団討論・個人面接

宇和島地区広域事務組合	
人員区分	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
初級	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
7名程度	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
採用年月日(予定)	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
平成26年4月1日以降	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
勤務内容	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。
業務に従事	宇和島地区広域事務組合では、平成26年度採用の消防職員を募集します。

<http://www.shikoku.meti.go.jp>  
問い合わせ  
四国経済産業局  
資源エネルギー環境部  
エネルギー対策課  
☎ 087-8011-8010326

・電力消費が大きい電気製品の日中（13時～16時）の使用をできるだけ避ける。  
例）アイロン、電気ポット、電子レンジ、食器洗い機、洗濯乾燥機、掃除機など  
※節電メニュー等、節電に関する情報を掲載していくま

宇和島地区広域事務組合  
消防本部 総務課  
〒798-0060  
宇和島市丸之内5丁目1-18  
0895-22-7539

平成25年7月10日(火)  
8月6日(火)の執務時間中  
(8時30分～17時15分)  
※試験案内、志願表および  
健康診断票は、消防本部総  
務課、広域事務組合事務局、  
宇和島市役所、松野町役場  
および鬼北町役場の人事担  
当課で交付しています。  
また、「宇和島地区広域  
事務組合」ホームページから  
もダウンロードできます。  
※受験資格等、詳細は左記  
までお問い合わせください。  
**提出先(問い合わせ)**

①志願表  
②写真2枚（内1枚は志願表へ貼付）  
③健康診断票  
※郵送の場合は、380円  
切手を貼った宛先明記の返信用定型封筒を同封

愛媛県消費生活センターからのお知らせ

### 着者を狙うトラブルについて

### ■若者が巻き込まれやすいトラブルについて

- ・マルチ商法  
「簡単にもうかる」などと言って、商品などの販売組織に誘い、次々に組織への加入者を増やしていく、組織を連鎖的に拡大していく商法です。言葉巧みに勧誘してきますが、契約をしても説明どおりの収入が得られないばかりか、強引な勧誘をして人間関係を壊すこともあります。

【対処法】

友人、知人からの勧誘が多いため、契約内容や取引の仕組みを理解しないまま契約することもあります。友人、知人からの勧めでも冷静に判断しましょう。また、マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であればクーリング

オフができます。  
お問い合わせ

・架空・不当請求  
無料サイトと思ってクリックしたら、いきなりアダルトサイトに「登録完了」と表示されたり、

まったく身に覚えのない料金を請求されたりします。

### 【対処法】

請求画面に驚き、あわてて業者に連絡することは、個人情報を知らせることになりますので絶対にやめましょう。

## ・無料商法

「無料体験」などと無料であることを強調して勧誘し、最終的には商品等の契約をさせます。

### 【对处法】

自分にとって必要なものであれば、きっと  
断りましょう。断りきれずに、業者の言われる  
ままにクレジットを組むと、後々支払いに追わ  
ることになります。

※少しでもおかしいなと思ったら、下記の相談窓口まで相談しましょう。

問 役場 産業課 商工観光係 内線2213  
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700